

旧居留地連絡協議会

神戸旧居留地・地域防災計画

2009年3月 改訂



THE FORMER FOREIGN SETTLEMENT OF KOBE
 旧居留地連絡協議会
 (事務局)
 神戸市中央区港町130 大丸ビル10F内
 TEL.078-332-0151 FAX.332-0052

計画策定にあたっての基本的考え方

平日・昼間の旧居留地には約25,000人が22haの区域内で働いており、これに加えて常に10,000人程度の来訪者があると考えられます。

阪神・淡路大震災は、未明という一般事業所の執務時間外であったため、人的被害は比較的少なかったのですが、もし昼間であったら……、その被害は想像を絶します。そして、地震や風水害などの災害に対し、万全の対策をとっていたとしても、100%の安全性はあり得ないことも事実です。

先の震災で得た教訓の一つは、“自分(自社)の命と財産は、自分(自社)で守らなければならない”という防災予防の原則を再確認したことです。そのために、旧居留地連絡協議会では震災から3年を経た平成10年1月17日に「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」を策定・発行しました。さまざまな災害に遭遇した時、被害を最小限に抑えるための対策を地区内事業所が各々用意しておかなければならないとの思いからです。

地域防災計画の策定にあたっては、各事業所の個別防災力を前提に、それでも不足する事柄について相互支援策を準備する、さらに、1万人にも達する来訪者の人命維持のために、行政機関の救済体制が整うまでの間、支援の手を差し伸べる、という両視点からの検討を進めました。また、このような非常時の対応を可能とするためには、日頃からの心がまえと訓練が重要なことも忘れてはなりません。

① 非常時における旧居留地内企業間の相互支援策

スムーズにする。

- 各社における人命と財産は、自社で守る。
- 不足する事柄について、相互支援を準備する。

② 非常時における来訪者を助ける。

- 人命を助ける。
- 一刻も早い帰宅・帰社を助ける。
- 帰宅困難者に対し、行政の体制が整うまでの間、待避環境を提供する。

③ 日頃から、防災意識を高め、訓練を怠らぬ。

目 次

1. 非常時の相互支援	10
1-1 安全・安心ネットワーク	12
1-2 備 蓄	14
2. 非常時の来訪者支援	15
2-1 命を助ける	15
2-2 情報を提供する	15
2-3 一時待避の手助け	16
3. 普段の備え	16

□ 資料・マニュアル編（別冊）

1 非常時の相互支援

災害には、地震、火災、洪水・土石流、津波・高潮、ガス爆発、テロ行為など、さまざまな種類が予想されます。

災害に見舞われた時、自分(社)の命と財産は自分(社)でまもることが原則ですが、各社で不備な点は地域で連携し、常から相互支援のシステムを構築しておくことも被害を少しでも小さくする上で重要です。

1-1 情報の伝達・共有

(1) 安全・安心ネットワーク（インターネットの活用）

非常時における安心・安全ネットワークのツールはインターネット「旧居留地連絡協議会オフィシャルサイト」<http://www.kyoryuchii-club.com/>のTopページ「最新のTOPICS」内の「緊急災害情報」を活用し、情報を授受することを原則とします。

ただし、非常時でのパソコン端末の使用が困難と判断される場合には、事前に登録された携帯電話のメールアドレスへ「緊急災害情報」をお知らせするシステムを稼働させます。

- ※「旧居留地連絡協議会オフィシャルサイト」を使用するには事前登録をし、登録したパスワードでログインする必要があります。
- ※具体的な利用方法は、資料・マニュアル編（マニュアル・4 安全・安心ネットワーク）をご覧ください。

なお、非常時の対応をスムーズに行えるよう、平常時においても常日頃から会員専用掲示板を使用し、使い慣れておくことが必要です。

※社員等の安全確認については、NTTの「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用を前提とします。

96日用伝言ダイヤル(171) (災害時の伝言ダイヤル)

(プッシュ回線時)

伝言を録音する **171** + **+** **録音の固定電話番号** **+** **話す (30秒)**

伝言を聞く **171** + **+** **聞く**



<発信地>

災害用伝言ダイヤルセンター

171



<その他の地域>

再生 録音



<受信所等>

災害用伝言ダイヤルセンター



<その他の地域>

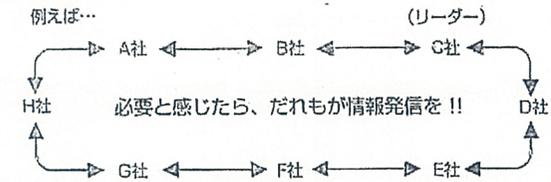
再生 録音

※音声ガイダンスに従って操作できます。
 ※通常の電話同様の通話料のみはかかります。
 ※伝言には暗証番号を設定することも可能です。
 ※提供の開始、登録できる電話番号などは、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて連絡されます。

(2) 居室地隣組

- ◎電話回線が使えないなどの事態に陥った場合に備え、直接伝達できる連絡網をきめておきます。
- ◎連絡網は、旧居留地を4つのブロックに分けた上で、グループ（隣組）を組織します。
- ◎隣組は、5～10棟程度のビルで構成します。
- ◎ブロックや隣組にはリーダーを選んでおきますが、

非常時の連絡は、必要を感じたビルが情報の発信源となります。

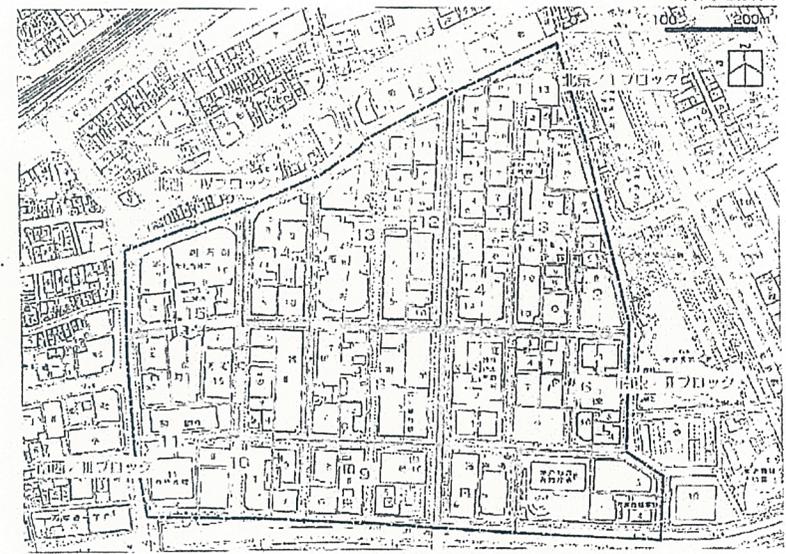


なお、非常時において、このような連絡網の有効性を確保するためには、常日頃からの隣近所のおつきあいが不可欠の条件です。

隣組をコミュニティの基本単位ととらえ、相互の交流・関係を円滑にしましょう。

※旧居留地隣組の組織構成は、資料・マニュアル編（マニュアル・5 居室隣組による災害対応）をご覧ください。

居留地隣組



2 非常時の来訪者支援

震動・液状土等災害級の被害が瞬間に発生した場合、多くの帰宅困難者がでると予想されますし、洪水など地震以外の災害でも、その危険性を常に考えておく必要があります。

平日の旧居留地内の昼間人口は、就業者約25,000人、来訪者約10,000人、合計約35,000人にもなります。就業者については各社での対応を原則としますが、来訪者の人命保護や帰宅支援に対しては、地域あげての取り組みが求められます。

2-1 命を助ける

119番通報

○救護の必要な怪我人等がでた場合、まず119番通報をして下さい。

(119番が対応不可能な場合)

○大声で「医師」「看護師」「市民救命士」等と呼んで下さい。

*AEDの設置場所については、資料・マニュアル編〈資料-1 (避難) 医療〉、もしくは「新居留地情報 担当者リスト」をご覧ください。

救護コーナーの開設

○119番対応が不可能な状態で怪我人等が多数でた場合、以下の場所に「救護コーナー」を設置します。

○地区内にいる医師・看護師・市民救命士等は、やむを得ない場合を除き、予め決められた救護コーナーに急行して下さい。救護コーナーの設置は、電子メール等でお知らせします。

救護コーナー

住所	ビル名	設置場所
① 明石町40	大丸神戸店	1階コリドール
② 明石町32	明海ビル	1階ピロティ
③ 浪花町59	神戸朝日ビル	1階ピロティ
④ 東町123-1	貿易ビル	1階ロビー

*救護コーナー責任者・担当医師については、資料・マニュアル編〈マニュアル-2 救護コーナー〉をご覧ください。
*その他、医療施設に関しては、資料・マニュアル編〈資料-1 (避難) 医療〉をご覧ください。

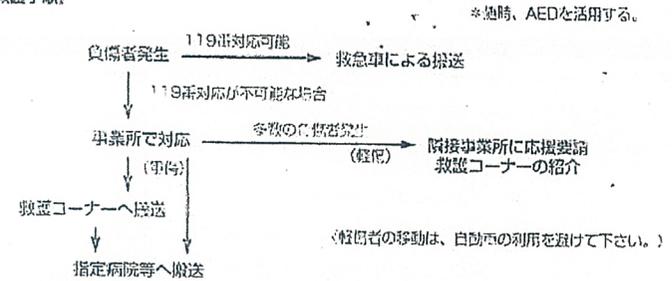
重傷者等の搬出 (119番対応が不可能な場合)

○救護コーナーでは、担当医師等が症状を判別し、重傷者等は医療施設への搬送を指示します。

○搬送は、救護コーナーの責任者が搬送者・搬送方法・搬送先について指示します。

*搬出先医療機関については、資料・マニュアル編〈資料-1 (避難) 医療〉をご覧ください。

〈災害時の救護手順〉



○救護コーナーが開設された場合、人手に余裕のできた企業は、

市民救命士だけでなく資格のない人も含め、予め決められた救護コーナーへ応援にかけつけて下さい。

*情報ごとの担当救護コーナーについては、資料・マニュアル編〈マニュアル-2 救護コーナー〉をご覧ください。

救護コーナーの開設場所



2-2 情報を提供する

情報提供コーナーの開設

- 帰宅困難者の発生等、必要が生じた場合「情報提供コーナー」を設けます。
- 情報提供コーナーでは、災害の種類に応じて次のような災害情報を音声もしくは掲示板等で提供します。
(あわせて会員各社には同様の情報を電子メール等を通じて提供します)

情報提供の内容 (災害の種類に応じて必要な情報を選択します)

- 被害状況：神戸市災害対策本部の発表を中継します。
あわせて会員各社の被害状況、安否情報を把握・連絡します。
- 交通情報：公共交通機関や道路の状況を把握しだい連絡します。
- ライフライン情報：ライフラインの被害・復旧状況について把握しだい連絡します。
- 避難情報：避難勧告などの公的機関発表を中継します。
- 施設情報：近隣の食料品店情報、緊急対応可能業者情報、ホテル空室情報等を提供します。

情報提供コーナーの開設を来訪者に教えてあげてください。

(情報提供コーナーには、周辺の地図や公衆電話のリスト等は常備してあります)

情報提供コーナー

住所	ビル名	設置場所
① 明石町40	大丸神戸店	1階コリドール
② 浪花町59	神戸朝日ビル	1階ビロティ

* 情報提供コーナー責任者については、資料・マニュアル編 (マニュアル・3 情報提供コーナー) をご覧ください。

安全・安心ネットワークへの情報提供

各社で集められた災害情報は、安全・安心ネットワークへ随時流して下さい。

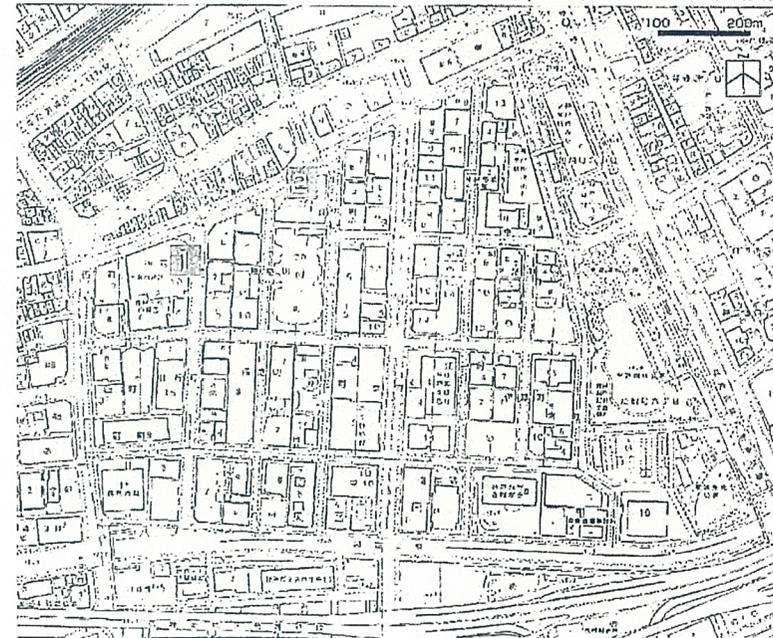
予め、そのための社内体制の確立をお願いします。

緊急地震速報の活用

最大震度が5弱以上と推定された場合、気象庁は一般向け緊急地震速報として、地震が発生した場所や震度4以上の揺れが予測される地域名称などを発表することになっています。

その情報入手方法は一般的には「テレビ」や「ラジオ」ですが、神戸市では平成20年度中に「防災行政無線」による放送も実施される予定です。また「携帯電話」や「パソコン」への配信サービスもありますので、各事業所ごとに活用してください。

情報提供コーナーの開設場所



情報提供コーナーでは

- | | | |
|------|---------------|------------------------|
| 情報収集 | ① ラジオ・TVで情報収集 | ● 感震の準備 |
| | | ● 電源の常備(発電機) |
| | | ● NHKの緊急放送の把握 |
| | ② 電話で情報収集 | ● 災害情報リスト参照 |
| | | ● 行政当局に確認 |
| | | ● 気象台に確認 |
| | | ● 各事業所の状況確認 (電話番号表の作成) |
| | | (休日・夜間の有・気人の把握) |
| | ③ 行政無線の受信 | ● 専用受信機の設置 |
| | ④ 一般パソコン通信の活用 | |
| | ⑤ 安全・安心ネットワーク | |

に務め、速次、コーナーで音声や掲示板による情報提供を行なうとともに、安全・安心ネットワークや居隣地協会を通じて、会員各社にも必要情報を伝えて下さい。

2-3 一時待避の手助け

1万人の昼間来訪者のうち、8割は神戸市内居住者ですが、残る2千人は辺りからの来訪者で、先の地震などを想定すると、これらの人達が帰宅困難者になる可能性があります。

そこで、行政による対応が可能となるまでの間、旧居留地内での待避を支援する必要があります。

一時待避場所の提供

非常時には、地区内全ビルで帰宅困難者等の受け入れをお願いします。

会議室や廊下等、雨露のしのげる一時待避場所を可能な範囲で提供して下さい。

一時待避コーナーでは、行政の対応が可能と考えられるまでの最長72時間、トイレの提供等、最低限の生活支援をお願いします。

(行政による避難所等が開設された時点で、防災委員会ではその情報を一時待避者にお伝えするとともに、移動を要請します。)

(広域避難場所)

地震などで大規模な火災が発生した場合などに、熱や煙などから身を守るために避難する広い屋外空間です。

(避難所)

災害時における避難所です。

(屋外スピーカー型受信機)

避難勧告や避難指示(命令)が放送されます。大雨の時には、聞こえづらことがあります。情報提供コーナーに設置してあるラジオ型受信機やテレビ・ラジオの放送などの情報でも知ることができます。



3 意識の備え

各種災害の発生を100%防ぐことは不可能ですが、その被害をできるだけ小さくするためには、初期対応が重要で、普段からの物心両面の備えが欠かせません。そしてこのことを、地域の中でどれほど多くの人が認識しているかが、安全・安心なまちづくりを進める上で大きなカギとなります。



安全・安心のリーダー育成

◎市民救命士

いつ、どこで、突然、ケガや病気におそわれるかわかりません。

このような時に備え、簡単に効果の高い応急手当を身につけておけるよう、神戸市消防局による講習会を開催し、確実にできるようになった方には、「市民救命士」の講習終了証が交付されます。

旧居留地内では1,000人の市民救命士育成を目標に、講習会を定期的に開催します。一人でも多くの方のご参加をお願いします。



◎市民防災リーダー

市民防災リーダーは災害時において、消防など公的機関が現場に到着し、作業に着手するまでの間、可能な範囲の消火や救助活動を、地域の先頭になって自主的に行ないます。

また平常時には、防災訓練を推進したり、防災に関する相談を受けるなどの活動を行います。

旧居留地では、各隣組ごとに2名の市民防災リーダーを確保することを目標に、消防署が行う防災リーダー研修に、順次、参加します。

◎意識啓蒙

●防災訓練の定期的実施

●居留地ニュース等への防災関連情報の掲載

●総会や例会における防災講習

などを、会員各社のご協力をいただきながら続けます。



◎地域防災計画の定期点検

毎年1月、地域防災計画が実情に合致しているか、防災委員会が中心となって点検します。

慶応3年(1866)、安政の通商条約に基づいて兵衛町港が実現し、外国人居留地の設置が義務づけられます。私達の街の歴史は、ここに端を発しています。明治32年(1899)、居留地は日本に返還されますが、以後も神戸の中核業務地として発展し、美しい街なみを形づくってきました。

平成7年(1995)1月17日午前5時46分、未明の街はマグニチュード7.2の地震に突如襲われます。この阪神・淡路大震災によって、旧居留地でも地区内106棟のうち22棟のビルが解体されるなど、甚大な被害を受けました。

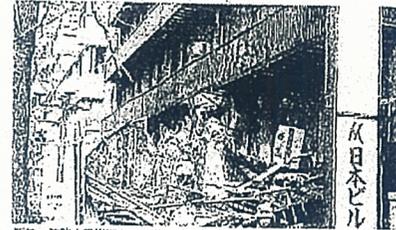
私達はあの大院災の経験に学び、常からの備えを怠らないために、「神戸旧居留地/地域防災計画」を策定しました。非常時において、地区内企業の相互支援を円滑にするとともに、神戸の中核業務地として、市民からの期待に応え、その役割を果たすための“行動指針”です。

なお、本書は2001年に策定した防災計画を改訂したものです。

2008年3月
旧居留地連絡協議会



阪神・淡路大震災によって崩壊した15階館(平成10年4月に復元済)



阪神・淡路大震災によってどのビルも大きな被害を受けた。(日本ビルアング)

